

医国第 1175 号

平成 19 年 3 月 6 日

各市町村国民健康保険主管課長

及び老人医療主管課長

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局長

岩手県医師国民健康保険組合事務長

様

岩手県保健福祉部医療国保課総括課長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省保険局長から通知がありましたのでお知らせします。

医療国保課国保担当（滝山）

TEL：019（629）5479

FAX：019（626）0837

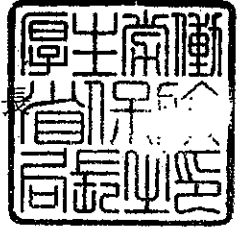
E-mail:h-takiyama@pref.iwate.jp



保発第0228004号
平成19年2月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。）、「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第31号）並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第32号）、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第33号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第35号）（以下「改正国保告示等」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御配慮願いたい。

記

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令により、70歳未満の被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等（改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第24号）第1条第1号）



第43条第1項第1号の入院療養等をいう。以下同じ。)を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたこと(以下「現物給付化」という。)に伴い、被保険者の所得区分の認定に係る保険者への申請手続、保険者による認定証の交付に係る事項等について定めるなど、関係省令の規定を整備するほか、健康保険及び船員保険において、災害その他やむを得ない事情がある場合の被保険者証の再交付手続の特例について定めることその他所要の改正を行うとともに、所要の告示を制定するものである。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正(改正省令第1条関係)

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係(第103条の2及び第105条関係)

70歳未満の上位所得者及び一般所得者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。また、70歳未満の低所得者に係る認定手続については、70歳以上の低所得者に係る手続と共通のものとする事とし、併せて関係規定の整備を行うこと。

(2) 被保険者証の再交付手続の特例関係(第49条関係)

被保険者証の再交付について、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認める場合においては、被保険者証の再交付を被保険者と保険者との間で直接行うことを可能とすること。

(3) 各種届出の一部改正関係(第24条等関係)

- ① 改正法により、健康保険の標準報酬月額等級及び標準賃金日額等級の上下限が見直されることに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。
- ② また、被保険者の資格取得届等は、従前正副2通を保険者に提出することが義務付けられていたが、副本の提出義務を課さないこととすること。これに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。ただし、保険者においてこれまでと同様の取扱いとすることは妨げないこと。

2 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第2条関係)

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係(第47条ノ2ノ6及び第47条ノ2ノ8関係)

上記1(1)の改正に準じた改正を行うこと。

- (2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係（第17条ノ2及び第17条ノ5関係）

上記1（2）の改正に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第4条関係）

- (1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第27条の14の2関係）

70歳未満の者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。なお、市町村国民健康保険においては、保険料を滞納している世帯と保険者との接触の機会を確保するため、保険者は、世帯主が保険料を滞納していない旨を確認できたときに認定を行うものとする。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとする。

- (2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業（以下「地方単独事業」という。）に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準額等に関する規定の整備関係（第27条の12第11号、第27条の15第1項第8号及び第2項第5号）

平成18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号及び平成18年厚生労働省告示第182号が平成18年4月1日より施行され、地方単独事業に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準の取扱いについては、公費負担医療と同様に取扱うこととされている。したがって、例えば、地方単独事業に関する医療の給付がなされた場合、高額療養費の額は一律一般並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険においては公費負担医療における取扱いとは異なり所得区分に応じた取扱いとしていた平成18年3月以前と同様の取扱いとすること。なお、平成18年度についても、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えないこと。

4 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）の一部改正（改正省令第5条関係）

上記3（2）の改正に準じた改正を行うこと。

5 関係告示の一部改正（改正健保告示及び改正国保告示等関係）

- (1) 改正政令により、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項、船員保険法施行令第11条第1項及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4第1項が改正されたことに伴い、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件（平成14年厚生労働省告示第292号）、船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件（平成

19年厚生労働省告示第31号)及び国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成14年厚生労働省告示第295号)の題名を改めること。

- (2) 上記3(2)の改正に伴い、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成18年厚生労働省告示第374号)の題名を改めるとともに、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成19年厚生労働省告示第34号)及び国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成19年厚生労働省告示第35号)を制定すること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三)
- 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(同一三)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(同一四)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(同一五)
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同一六)

〔告示〕

- 船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件(総務一一八)
- 海上安全情報の送信を行う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件(同一一九)
- 安全通報の再送信のための安全呼出しを行う時刻及び電波を定める件の一部を改正する件(同一二〇)
- 海上無線航行業務に使用する電波の型式及び同波数等を定める件の一部を改正する件(同一二二)

○無線局運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の一部を改正する件
(同一二二)

○学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示
(文部科学二六)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することが出来る専修学校専門課程として個別に認められた件(同一二七)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認められた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件(同一二八)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認められた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件(同一二九)

○平成十九年度技能検定実施計画を定める件(厚生労働三六)

○気象庁気象無線模写通報規則の一部を改正する件(気象庁二)

〔官庁報告〕

官庁事項

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文部科学省)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
特恵関税、JIS表示認定工場、基本測量関係事項関係
- 裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
住宅金融公庫入札、西日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記、名簿登録・登録の抹消、特定計量器型式承認関係
- 地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他
会社決算公告

様式第八号(表画)を次のように改める。

(表画)

原簿コード	処理区分
2 0 1	

健康保険 被保険者資格喪失届
厚生年金保険

① 事業所管理記号		② 健康保険被保険者番号		③ 被保険者の氏名		④ 生年月日		⑤ 種別(性別)		⑥ 年金手帳の基礎年番号		⑦ 資格喪失年月日		⑧ 資格喪失原因		⑨ 届出年月日		⑩ 被保険者証の打票		⑪ 被扶養者番号(被扶養者区分)		⑫ 作成原因		⑬ 備考	
[E1]		[E2]		[E3]		[E4]		[E5]		[E6]		[E7]		[E8]		[E9]		[E10]		[E11]		[E12]		[E13]	
[E14]		[E15]		[E16]		[E17]		[E18]		[E19]		[E20]		[E21]		[E22]		[E23]		[E24]		[E25]		[E26]	
[E27]		[E28]		[E29]		[E30]		[E31]		[E32]		[E33]		[E34]		[E35]		[E36]		[E37]		[E38]		[E39]	
[E40]		[E41]		[E42]		[E43]		[E44]		[E45]		[E46]		[E47]		[E48]		[E49]		[E50]		[E51]		[E52]	
[E53]		[E54]		[E55]		[E56]		[E57]		[E58]		[E59]		[E60]		[E61]		[E62]		[E63]		[E64]		[E65]	
[E66]		[E67]		[E68]		[E69]		[E70]		[E71]		[E72]		[E73]		[E74]		[E75]		[E76]		[E77]		[E78]	
[E79]		[E80]		[E81]		[E82]		[E83]		[E84]		[E85]		[E86]		[E87]		[E88]		[E89]		[E90]		[E91]	
[E92]		[E93]		[E94]		[E95]		[E96]		[E97]		[E98]		[E99]		[E100]		[E101]		[E102]		[E103]		[E104]	

⑬記入の方法は返函に併せてあり、記入しないうていただく場合があります。

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

平成 年 月 日提出

社会保険労務士の提出代行者印